

# 保険料とその納め方

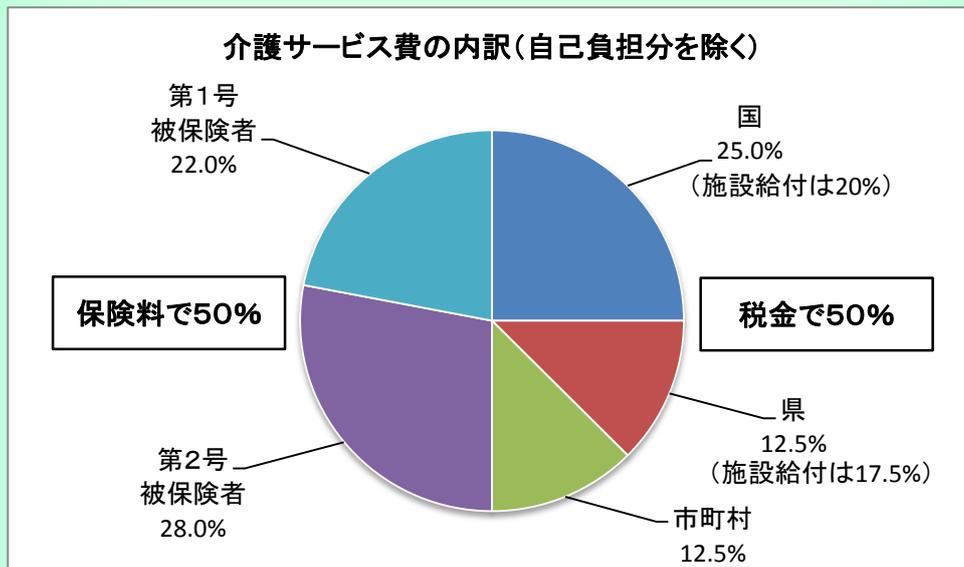
## 保険料は

◎介護は誰もが直面する問題です。保険制度により介護を社会全体で支えるため、皆さんに保険料を納めていただきます。

◎保険料は、基本的に40歳以上の方全員に納めていただきますが、65歳以上の方（第1号被保険者）と40歳から64歳の方（第2号被保険者）では違いがあります。

### 【65歳以上の方（第1号被保険者）の場合】

◎各市町村において、在宅、施設サービスの利用見込みを推計し、介護保険サービス全体でどのくらい費用が必要か予測し、そのうち、22%にあたる金額を第1号被保険者が負担することとなります。



## 保険料の賦課

◎65歳以上の方の保険料は、住んでいる市町村によって異なります。

標準的な賦課の方法は、所得に応じて9段階に分けられます。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階
対象者	世帯全員が市町村民税非課税			本人が市町村民税非課税		本人が市町村民税課税			
	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者 本人年金収入等が 80万円以下の方	本人年金収入等が80万円超で120万円以下の方	本人年金収入等が120万円超の方	本人年金収入等が80万円以下の方	本人年金収入等が80万円超の方	合計所得金額が120万円未満の方	合計所得金額が120万円以上で190万円未満の方	合計所得金額が190万円以上で290万円未満の方	合計所得金額が290万円以上の方
保険料	基準額 ×0.5	基準額 ×0.75	基準額 ×0.75	基準額 ×0.9	基準額 ×1.0	基準額 ×1.2	基準額 ×1.3	基準額 ×1.5	基準額 ×1.7

※市町村の介護及び介護予防サービスに必要な費用のうち、65歳以上の方で負担する額（22%相当）を65歳以上の方の人口で割った平均的な額が基準額です。

※本人年金収入等：合計所得金額と課税年金収入額の合計

## 保険料の納め方

◎老齢年金、退職年金、遺族年金、障害年金が月額 1 万 5000 円（年額 18 万円）以上の方は、原則として、年金から天引きされます。（特別徴収）

◎年金の額が月額 1 万 5000 円（年額 18 万円）に満たない方など、特別徴収の対象とならない方は、個別に市町村からの通知に基づいて納めていただきます。（普通徴収）

## 保険料（平成 27 年度から平成 29 年度）

◎市町村の加重平均による愛知県および全国の基準保険料額

	愛知県	全 国
平均保険料額	5,191 円	5,514 円
最高保険料額	6,520 円	8,686 円
最低保険料額	3,750 円	2,800 円

## 保険料を滞納された場合の措置

保険料を滞納された方が、介護保険サービスを利用した場合には、次の措置を受けることになります。

### 【1 年以上滞納の場合】

◎本来であれば、サービス費用の 1 割又は 2 割だけお支払いいただくところを、一旦サービス費用の全額をお支払いいただいた上で、後日、市町村に申請して 9 割分又は 8 割分の払い戻しを受けることになります。（償還払い）

### 【1 年 6 か月以上滞納の場合】

◎市町村からの 9 割分又は 8 割分の支払いの全部又は一部が一時的に差し止められ、場合により、さらにこの差し止められた金額から滞納している保険料の額を差し引くことがあります。

### 【2 年以上滞納の場合】

◎2 年以上の滞納によって保険料を徴収する権利が消滅した期間がある場合、その期間に応じた一定期間、保険給付の割合がサービス費用の 9 割又は 8 割から 7 割に引き下げられるほか、高額介護サービス費の支給も受けられなくなります。

◎介護保険制度は、皆様の所得に応じた保険料を負担していただくことで成り立っています。  
保険料は必ず期限までに納付をお願いします。

## 保険料の納め方

### 【40 歳以上 65 歳未満の方（第 2 号被保険者）の場合】

◎40 歳から 64 歳までの方（第 2 号被保険者）の保険料は、医療保険の保険料に上乗せして納めます。（医療保険と同様に半額は事業主が負担します。）

#### 【健康保険・共済保険に加入している場合】

- ◎保険料は給料の額に応じて異なります。
- ◎保険料の半分は事業主が負担します。
- ◎サラリーマンの妻などの被扶養者は、加入している医療保険の被保険者みんなで負担します。

#### 【国民健康保険に加入している場合】

- ◎保険料は所得や資産等に応じ異なります。
- ◎保険料と同額の国庫負担があります。
- ◎世帯主が、世帯員の分も負担します。